

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県立白兔養護学校通学バス運行委託業務（北方面コース） 一式

（２）業務の仕様

別紙鳥取県立白兔養護学校通学バス運行委託業務仕様書（北方面コース）（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅客運送に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県立白兔養護学校

4 入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野 1550-1

鳥取県立白兔養護学校

電話 0857 - 59 - 0585

電子メール hakuto-s@mailk.torikyo.ed.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和 5 年 2 月 16 日（木）から同月 22 日（水）までの間にインターネットの鳥取県立白兔養護学校ホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 5 年 2 月 16 日（木）から同月 22 日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前

9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

なお、郵送による交付を希望する場合は、210 円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に (1) の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年3月3日(金) 午後2時入札 即時開札

イ 場所

鳥取県鳥取市伏野 1550-1

鳥取県立白兔養護学校 応接室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和5年2月20日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和5年2月21日(火)にインターネットの鳥取県立白兔養護学校ホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和5年2月22日(水)正午までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

(3) 2の(5)を証するもの(道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可の写し)

8 資格審査について

(1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和5年2月27日(月)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立白兔養護学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和5年2月28日(火)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立白兎養護学校長は、説明を求めた者に対して令和5年3月2日(木)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札によるものとする。
- (2) 入札に当たっては、入札書(様式第5号)に、仕様書1に示す業務の1日2便及び1日1便の1日あたりの単価を記載し、仕様書2に示すそれぞれの運行予定日数を乗じて得た金額の合計金額を入札金額として記載すること。
- なお、請求に当たっては、入札書に記載されたそれぞれの単価に月ごとの実績運行日数を乗じて得た金額の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。
- (3) 入札書の添付書類として、入札書に記載した金額が「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について(平成28年3月27日中国運輸局公示第122号改正)」に基づく金額になっていることが確認できる書類をそれぞれ提出すること。
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第3号)を提出しなければならない。なお、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札者は、入札書に入札者名(代理人が入札する場合においては、入札者名及び代理人氏名)並びに入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出する。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札者は、入札者の記載内容について抹消、訂正、又は挿入をするときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立白兎養護学校長 中西 美千代」とする。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の（1）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (6) 本件入札において、他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (7) 入札書に記名のない入札
- (8) 入札価格の金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 入札価格の金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 誤字、脱字等により入札の意思が不明瞭な入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額（単価契約による場合は契約期間中の支払予定額の総額）が本件業務に係る支払予定総額の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

（６）守秘事項

ア 受注者は、本件業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 受注者は、本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

（７）10 の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第４号）を、４の（１）の場所に提出すること。